

東京地方裁判所立川支部 令和2年（ワ）第2710号損害賠償請求事件

原告 榎本 清

被告 東大和市

準備書面(1)

2021年（令和3年）6月1日

（期日：6月18日）

東京地方裁判所立川支部民事第1部4A係 御 中

被告訴訟代理人弁護士 橋 本 勇

第1 原告の2021年4月12日付け準備書面による主張について

- 1 原告は、地方自治法（以下「法」という。）109条の改正経緯について縷々述べ、同条3項の「請願等」には陳情が含まれるというが（この主張自体には異論がない。）、同項は、議会運営委員会が行う調査及び審査の権限を定めるものであって、請願等をした者の権利について定めるものではない。そして、請願についてはその提出の方法及び採択した請願の処置が定められている（法124条、125条）が、陳情については、それに相当する規定はない。

ところで、原告がいう当該陳情は、2020年2月21日の議会運営委員会において、議長預かりとされた結果、本会議における審議・採決が行われなかった（原告準備書面6頁）ものであり、これは法109条3項本文及び同項1号

の定めによるものである。原告は、この取扱いを非難するが、陳情の取扱いがそれを受けた議会の裁量に委ねられ、陳情をした者が何らの権利を有するものではなく、議会の運営に関しては議会運営委員会が広範な裁量を有するのであるから、原告の非難には理由がない。

- 2 原告は精神的損害、社会的信用の失墜という被害を被ったとして縷々主張するが、民法が保護する名誉というのは「人がその品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的な評価、すなわち社会的名誉を指すものであつて、人が自己自身の人格的価値について有する主観的な評価すなわち名誉感情は含まない」（最高裁昭和 45 年 12 月 18 日判決・判例時報 619 号 53 頁）のであり、前記第 1 で述べたように、当該陳情を提出したことによって原告が権利又は法律上保護される利益（民法 709 条）を取得することはないのであるから、当該陳情の取扱いに国家賠償法上の違法はなく、原告の訴えは棄却されるべきである。

以上